（建築）59名

250006	250009	350002	350009
350010	350011	350012	350013
350015	350018	350020	350021
350026	350027	350029	350030
350038	350040	350042	350045
350046	350055	350057	350063
350067	350068	350069	350075
350078	350081	350084	350087
350092	350094	450002	450003
450004	450005	450010	450014
450017	450022	450023	450030
550003	550004	550005	550006
550009	550010	550012	550016
550017	550020	550025	650002
650004	750003	750011	

労働衛生コンサルタント試験合格者

（保健衛生）101名

160004	360003	360015	360016
360017	360029	360039	360040
360045	360046	360049	360051
360056	360068	360070	360073
360086	460007	460017	560002
560003	560018	560029	760007
760008	865002	865003	865006
865010	865011	865015	865018
865020	865021	865022	865023
865028	865032	865036	865039
865043	865047	865050	865051
865052	865054	865055	865057
865059	865065	865066	865071
865072	865074	865075	865076
865083	865084	865090	865095
865098	865100	865104	865105
865107	865113	865115	865118
865119	865122	865123	865124
865128	865132	865136	865138
865140	865144	865160	965001
965006	965010	965011	965013
965030	965031	965032	965033
965034	965035	965036	965044
965048	965049	965058	965060
965063	965068	965069	965070
965071			

（労働衛生工学）32名

170002	170006	370001	370004
370007	370009	370025	370028
370032	370033	370054	370067
470002	470005	470011	470018
470020	470028	470032	570007
570010	570018	570027	670003
670004	670008	770003	770005
770007	770008	770012	975001

平成28年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、平成28年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

平成28年３月22日

国土交通大臣　石井　啓一

1　実施期日　平成28年７月10日（日）

2　実施場所　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　受験手数料　22,500円

4　受験手続

⑴　受験申請受付期間　平成28年４月４日(月)から平成28年５月27日（金）まで

⑵　受験申請の受付機関　公益財団法人日本環境整備教育センター　〒130―0024　東京都墨田区菊川二丁目23番３号　電話番号（03）3635局4881番

http://www.jeces.or.jp

⑶　受験申請方法　受験申請書は、4⑵の機関に書留郵便をもって送付すること。

ただし、この場合、申請受付終了日までの消印があるものに限り受け付ける。

5　受験票の送付　受験票は、4⑵の機関から直接受験者に送付する。

6　合格の発表　平成28年９月中旬に、本人に合格した旨を通知するとともに、4⑵の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。

7　その他　受験案内及び受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合せは、4⑵の機関にて行う。

公　告

諸　事　項

工場財団

滋賀県甲賀市土山町徳原21番地の１**株式会社金岡建設**の工場財団に滋賀県甲賀市水口町新城字陀輪721番地７金岡建設発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年３月22日

大津地方法務局甲賀支局

北九州市若松区響町一丁目62番地19**九州・山口油脂事業協同組合**エコタウン工場の工場財団に北九州市若松区響町一丁目62番地19九州・山口油脂事業協同組合エコタウン工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年３月22日　福岡法務局八幡出張所

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社大河アセットマネージメント

2．住所　東京都港区愛宕２－５－１　愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー27Ｆ

3．代表者の氏名　代表取締役　マイケル・ビディンガー

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2645号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年９月22日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成28年３月22日

関東財務局長　乙部　辰良

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年３月22日　経済産業大臣　林　　幹雄

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ヱビスヤ本社	鹿児島県姶良市加治木町本町75番地	友第8071号	平成28年２月29日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年３月22日　九州経済産業局長　岸本　吉生

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年５月23日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年５月23日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。